

特定非営利活動法人量子化学研究協会研究所に交付された
公的競争的資金等の運営に関する規程に対する補足

平成27年10月6日

特定非営利活動法人量子化学研究協会研究所

特定非営利活動法人量子化学研究協会（以下「協会」という）研究所（以下「研究所」という）では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（以下「ガイドライン」という。）が平成26年2月18日に改正されたことにより、競争的資金等に関連する規程の運用に関して、以下の項目を補足する。

（競争的資金等取扱規程に関して）

- （1） 競争的資金等取扱規程（以下「取扱規程」という。）第3条に書かれている最高管理責任者の役割に、次の第2項を加える。元の第2項を第3項とする。
 - 2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。
- （2） 「取扱規程」第3条に書かれている「部局責任者」の名称を「コンプライアンス推進責任者」と読み替え、次の第4項から第6項の役割を担うものとする。
 - 4 研究所内における競争的資金等の運営・管理の対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。
 - 5 不正防止を図るため、研究所内の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監査する。
 - 6 研究所内において、構成員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

（競争的資金等の不正使用への対応に関する規程に関して）

- （1） 競争的資金等の不正使用への対応に関する規程（以下「対応規程」という。）第3条第2項を、次のように変更する。
 - 2 調査が必要と判断された場合は、研究所内に調査委員会を設置し、調査を実施する。調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。
- （2） 「対応規程」第4条第2項の調査チームの構成に、次の（3）の者を加える。
 - （3） 公正かつ透明性の確保の観点から、研究所に属さないしかるべき第三者
- （3） 「対応規程」第4条に、次の第9項から第11項を加える。
 - 9 研究所は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について当該競争的資金等の配分機関に報告、協議しなければならない。
 - 10 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、調査に係る関係資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。
 - 11 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、当該

競争的資金等の配分機関に報告するものとする。

- (4) 「対応規程」第5条第2項を、次のように変更する。
 - 2 調査委員会は、前項の報告について、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。
- (5) 「対応規程」第6条第5項を、次のように変更する。
 - 5 当該競争的資金等の配分機関の求めがあった場合には、研究所管理責任者は、調査委員会による調査が終了していない場合であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該競争的資金等の配分機関に提出するものとする。
- (6) 「対応規程」第6条に、第6項として次の項目を加える。
 - 6 告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を当該競争的資金等の配分機関に提出するものとする。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を当該競争的資金等の配分機関に提出するものとする。

(競争的資金等の不正使用に関する通報窓口規程に関して)

- (1) 競争的資金等の不正使用に関する通報窓口規程（以下「通報規程」という。）第4条に、次の第5項を加える。
 - 5 告発等（報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含む）を受け付けた場合は、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の可否を判断するとともに、当該調査の可否を当該競争的資金等の配分機関に報告する